

実務経験従事証明書  
(ボイラー技士免許、ボイラー整備士免許用)

1 証明を受けようとする者			
フリガナ		住 所	〒 (      )
氏 名			電話 (      )
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日生		
2 証明する事項			
<b>【特級ボイラー技士免許関係】※1</b> <input type="checkbox"/> 一級ボイラー技士免許を受けた後、5年以上ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）を取り扱った経験 [ボイラー則第97条第1号イ] <input type="checkbox"/> 一級ボイラー技士免許を受けた後、3年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験 [ボイラー則第97条第1号イ]		<b>【一級ボイラー技士免許関係】※1</b> <input type="checkbox"/> 二級ボイラー技士免許を受けた後、2年以上ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）を取り扱った経験 [ボイラー則第97条第2号イ] <input type="checkbox"/> 二級ボイラー技士免許を受けた後、1年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験 [ボイラー則第97条第2号イ]	
<b>【二級ボイラー技士免許関係】※1</b> <input type="checkbox"/> ボイラー取扱技能講習を修了した後、4か月以上小規模ボイラーを取り扱った経験 [ボイラー則第97条第3号イ(3)] <input type="checkbox"/> ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状を有する者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験 [ボイラー則第97条第3号イ(5)+ボイラー免許規程第1条第1号] <input type="checkbox"/> 保安技術職員国家試験規則による汽かん係員試験に合格した者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験 [ボイラー則第97条第3号イ(5)+ボイラー免許規程第1条第1号] <input type="checkbox"/> 海技士（機関4、5級）免許を受けた者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験 [ボイラー則第97条第3号イ(5)+ボイラー免許規程第1条第2号] <input type="checkbox"/> 鉱山において、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラー（ゲージ圧力0.4MPa以上で使用する蒸気ボイラー又はゲージ圧力0.4MPa以上の温水ボイラー）を取り扱った経験 [ボイラー則第97条第3号イ(5)+ボイラー免許規程第1条第3号]		<b>【ボイラー整備士免許関係】※2</b> <input type="checkbox"/> ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）の整備の補助の業務に6か月以上従事した経験 [ボイラー則第113条第1号] <input type="checkbox"/> 第一種圧力容器（小型圧力容器及び小規模第一種圧力容器を除く。）の整備の補助の業務に6か月以上従事した経験 [ボイラー則第113条第1号] <input type="checkbox"/> 小規模ボイラーの整備の業務に6か月以上従事した経験 [ボイラー則第113条第2号] <input type="checkbox"/> 小規模第一種圧力容器の整備の業務に6か月以上従事した経験 [ボイラー則第113条第2号]	
上記に従事した期間 昭和・平成 年 月 日 から 昭和・平成 年 月 日 まで _____年 ____か月 (必要年数を下回っていないか十分ご注意ください。) (換算が必要なものは換算後の年数をご記入ください。)			
3 取り扱ったボイラー又は第一種圧力容器			
検査証番号〔 第                      号 〕(交付者:                      ) (労働安全衛生法の適用を受けるものに限る。) 労働安全衛生法の適用を受けない場合は適用を受ける法令: <input type="checkbox"/> 電気事業法、 <input type="checkbox"/> 高圧ガス保安法、 <input type="checkbox"/> その他〔                      〕			
4 事業者による証明			
上記1の者は上記2の経験を上記3のボイラー又は第一種圧力容器について有することについて相違ないことを証明します。 平成 年 月 日  事業場所在地 事業場名称                      電話 (      ) 事業者職名・氏名                      職印			

(備考等は裏面をご覧ください)

(裏面)

## 備考

- 1 事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長・支店長等の職を表す印（または社印と個人印の両方）を押印してください。  
なお、記名押印することに代えて社長・支店長等の署名（職名と氏名）でも差し支えありません。
- 2 訂正した箇所には、社長・支店長等の職印（または社印と個人印の両方）を押印してください。
- 3 事業場の倒産等により事業者による証明が不可能である場合には、実務に従事していた事業場（以下、「元の事業場」という。）の同僚であった者（以下、「証明者」という。）による証明をもって事業者証明に代えることができます。ただしこの場合にあつては、証明者の数は原則 2 名とし、様式中「事業場所在地」は「元の事業場所在地」、「事業場名称」は「元の事業場名称」、「事業者職名・氏名」は「証明者の現住所、連絡先（勤務先）電話番号、証明者署名もしくは記名押印」と読み替え、それぞれの証明者について本人確認証明書の添付が必要です。
- 4 本証明書における各記載事項は法令を要約したものです。正確な内容は法令をご参照ください。

## ※ 1 特にボイラー技士関係

暖房専門のボイラーの取扱い経験は 1 年を 6 か月に換算してください。

## ※ 2 特にボイラー整備士関係

ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習を修了した者が、自己の取り扱うボイラー又は第一種圧力容器の整備の業務又は整備の補助の業務を自ら行っている場合には、取扱経験 1 年を 2 か月に換算するとともに、検査証に係る記入が必要です。この場合以外にあつては、検査証に係る記入は不要です。

## ※ 1、※ 2 共通

「小規模ボイラー」、「小型ボイラー」、「小規模第一種圧力容器」及び「小型圧力容器」の各用語については、以下をご参照ください。



<b>小規模ボイラー</b> (労働安全衛生法施行令第 20 条第 5 号各号)	小型ボイラーに該当しない次のいずれかのボイラーをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば検査証が交付されています。 ○ 胴の内径が 750 mm 以下で、かつ、その長さが 1,300 mm 以下の蒸気ボイラー ○ 伝熱面積が 3 m <sup>2</sup> 以下の蒸気ボイラー ○ 伝熱面積が 14 m <sup>2</sup> 以下の温水ボイラー ○ 伝熱面積が 30 m <sup>2</sup> 以下の貫流ボイラー（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が 400 mm 以下で、かつ、その内容積が 0.4 m <sup>3</sup> 以下のものに限る。）
<b>小型ボイラー</b> (労働安全衛生法施行令第 1 条第 4 号)	労働安全衛生法施行令第 1 条第 4 号のものをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば個別検定の対象です。検査証は交付されません。
<b>小規模第一種圧力容器</b> (労働安全衛生法施行令第 6 条第 17 号各号)	小型圧力容器に該当しない次のいずれかの第一種圧力容器（以下「容器」）をいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば検査証が交付されています。 ○ 加熱作用を行う容器（熱交換器、蒸煮器、消毒器、加硫器等）で内容積が 5m <sup>3</sup> 以下のもの ○ 反応作用を行う容器（反応器、オートクレーブ等）で内容積が 1m <sup>3</sup> 以下のもの ○ 蒸発作用を行う容器（蒸発器、蒸留器等）で内容積が 1m <sup>3</sup> 以下のもの ○ 高温の圧力液体を保有する容器（スチームアキュムレータ、フラッシュタンク等）で内容積が 1m <sup>3</sup> 以下のもの
<b>小型圧力容器</b> (労働安全衛生法施行令第 1 条第 6 号)	労働安全衛生法施行令第 1 条第 6 号のものをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば個別検定の対象です。検査証は交付されません。

実務経験従事証明書

(ボイラー技士免許、ボイラー整備士免許用)

<b>1 証明を受けようとする者</b>	
フリガナ	ヤマダ タロウ
氏名	山田 太郎
生年月日	明・大・昭・平35年10月 3日生
住所	〒(290-0011) 千葉県 市原市 能満〇〇番地 五井コーポB23 電話0436(75)0000
<b>2 証明する事項</b>	
<p>【特級ボイラー技士免許関係】※1</p> <input type="checkbox"/> 一級ボイラー技士免許を受けた後、5年以上ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）を取り扱った経験 [ボイラー則第97条第1号イ]	<p>【一級ボイラー技士免許関係】※1</p> <input type="checkbox"/> 二級ボイラー技士免許を受けた後、2年以上ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）を取り扱った経験 [ボイラー則第97条第2号イ]
<input type="checkbox"/> 一級ボイラー技士免許を受けた後、3年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験 [ボイラー則第97条第1号イ]	<input type="checkbox"/> 二級ボイラー技士免許を受けた後、1年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験 [ボイラー則第97条第2号イ]
<p>【二級ボイラー技士免許関係】※1</p> <input checked="" type="checkbox"/> ボイラー取扱技能講習を修了した後、4か月以上小規模ボイラーを取り扱った経験 [ボイラー則第97条第3号イ(3)]	<p>【ボイラー整備士免許関係】※2</p> <input type="checkbox"/> ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）の整備の補助の業務に6か月以上従事した経験 [ボイラー則第113条第1号]
<input type="checkbox"/> ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状を有する者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験 [ボイラー則第97条第3号イ(5)+ボイラー免許規程第1条第1号]	<input type="checkbox"/> 第一種圧力容器（小型圧力容器及び小規模第一種圧力容器を除く。）の整備の補助の業務に6か月以上従事した経験 [ボイラー則第113条第1号]
<input type="checkbox"/> 保安技術職員国家試験規則による汽かん係員試験に合格した者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験 [ボイラー則第97条第3号イ(5)+ボイラー免許規程第1条第1号]	<input type="checkbox"/> 小規模ボイラーの整備の業務に6か月以上従事した経験 [ボイラー則第113条第2号]
<input type="checkbox"/> 海技士（機関4、5級）免許を受けた者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験 [ボイラー則第97条第3号イ(5)+ボイラー免許規程第1条第2号]	<input type="checkbox"/> 小規模第一種圧力容器の整備の業務に6か月以上従事した経験 [ボイラー則第113条第2号]
<input type="checkbox"/> 鉱山において、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラー（ゲージ圧力0.4MPa以上で使用する蒸気ボイラー又はゲージ圧力0.4MPa以上の温水ボイラー）を取り扱った経験 [ボイラー則第97条第3号イ(5)+ボイラー免許規程第1条第3号]	
<p>上記に従事した期間</p> <p>昭和・平成 17年 9月 1日 から 昭和・平成 19年 1月31日 まで</p> <p style="text-align: center;">1年 5か月</p> <p style="text-align: right;">(必要年数を下回っていないか十分ご注意ください。) (換算が必要なものは換算後の年数をご記入ください。)</p>	
<b>3 取り扱ったボイラー又は第一種圧力容器</b>	
<p>検査証番号 [ 第 1 2 3 4 5 6 7 号 ] (交付者: 〇〇監督署) (労働安全衛生法の適用を受けるものに限る。)</p> <p>労働安全衛生法の適用を受けない場合は適用を受ける法令: <input type="checkbox"/>電気事業法、<input type="checkbox"/>高圧ガス保安法、<input type="checkbox"/>その他 [ ]</p>	
<b>4 事業者による証明</b>	
<p>上記1の者は上記2の経験を上記3のボイラー又は第一種圧力容器について有することについて相違ないことを証明します。</p> <p>平成25年 3月 1日</p> <p>事業場所在地 △△県 △△△市 △△△町 △△△△△</p> <p>事業場名称 (株)安全衛生 労災防止事業所</p> <p>電話 △△△ (△△△) △△△△△</p> <p>事業者職名・氏名 所長 実務 太郎</p>	

(備考等は裏面をご覧ください)


  
 + 
  
 (社印) (個人印) や自筆署名の  
 所長 実務 太郎 でも可